



■今月のラインナップ P1~8

- ◎税額控除と適用要件
- ◎定額減税の概要
- ◎中小企業向け賃上げ促進税制の概要
- ◎くるみん認定・えるぼし認定
- ◎自販機などの設置場所の帳簿記載が不要に
- ◎財産債務調書の提出対象者と提出期限の改正
- ◎中小企業経営者の皆さま経営者の保証が解除できることをご存じですか？
- ◎相続事業承継のお悩み、かなた税理士法人が解決いたします!!

■今月のコラム P9

かなた税理士法人グループが
今月もお客様のためになる
コラムを連載します。

■今月のお客様紹介 P10

- ◎LIBERO株式会社 ◎メディカルオネスト
- ◎Cocofuwat

かなたくん



かなた税理士法人
社員税理士兼本部部长
加藤 勝

暑さ寒さも彼岸までと申しますがまだ肌寒い日が続いております。皆様、お変わりありませんでしょうか？

本年より、かなた君の挨拶文を中野と交互に努めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

3月は年度末ですが、そもそもなぜ3月が年度末なのかご存じでしょうか？

年度とは1年の区切りを示すもの、日本における年度の始まりは4月でございます。年と年度は異なり、年が1月1日から12月31日までを指すのに対し、年度は4月1日から翌年の3月31日までを指します。会計年度は、主に国や地方自治体などで使われている用語で、「国の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する」という

内容が財政法の第11条にて定められております。

日本の年度は、過去には4月始まりではなかった時代もありました。4月始まりになった理由には色々な説があるそうです。

①英国の真似をしたから

年度や税収の管理の考え方が日本に入ってきたときに、当時大きな影響力を持っていた英国の真似をしたという説です。こういう単純な理由が実は真実なのかもしれませんが、いまいち面白みに欠けるような気がします。

②農業国だったから

江戸時代の主な納税者は農家で、年貢を米で納めていました。4月始まりの年度制が導入された1886年は明治時代で、その頃には米ではなく、換金された現金で納める仕組みに変わっています。秋に収穫した米を現金に換えて納税し国が確認する、というプロセスを踏むとどうしても時間がかかるため、4月になったという説があります。それなりに納得感もありますが、別に4月始まりにしないでいいのではと思えてしまいます。いかがでしょうか。

③国の赤字解消のため

国の財政赤字を解消するために4月になったという説もあります。富国強兵を目指していた明治初期の日本は、軍事費に多くの予算を投入し、財政が赤字になってしまいました。

国は赤字を削減するために次年度の予算の一部を充てるという施策を実施しますが、その年の赤字は解消できても、次年度の予算が少なくなり、再び赤字になるリスクがありました。そこで当時は7月始まりで6月末までだった年度を、翌年3月末までと短くしたのです。それに伴い、次年度を4月始まりとしたことが由来だと考えられています。年度の始まりを実際に変更しているので、この説が一番ありえそうな気がします。

今となってはどれが本当の理由なのかはわかりませんが、当たり前だと思っていることにもちゃんと理由があるものですね。



2024

3

March

VOL.19

発行日: 令和6年3月1日
(平成22年1月創刊)

かなた税理士法人

税額控除と適用要件



監査第一事業部
部長 新井 紀彦

消費税が税収に占める割合の首位になったのは、2020年度からです。消費税率が3%⇒5%⇒8%⇒10%と推移する中で、税収に占める割合もどんどん増加し、ついに首位の座につくことになりました。

私たちが申告書を作成してつくづく思うのは、消費税の納税額の増加です。税率5%の時から10%になった現在では納付税額は倍額になっています。
※軽減税率は考慮していません。

この消費税は預り金ですが、預かってから納付するまでに一定の期間があるため一時的に手持資金が増加するため、資金繰りがよくなったと感じられる方も多くいると思います。

実際に消費税を納付する事業者側の消費税の計算の仕組みは、

$$\text{【預かった消費税】} - \text{【支払った消費税】} = \text{納付税額}$$

ですから、税率が高くなればなるほど、納税額が増加します。

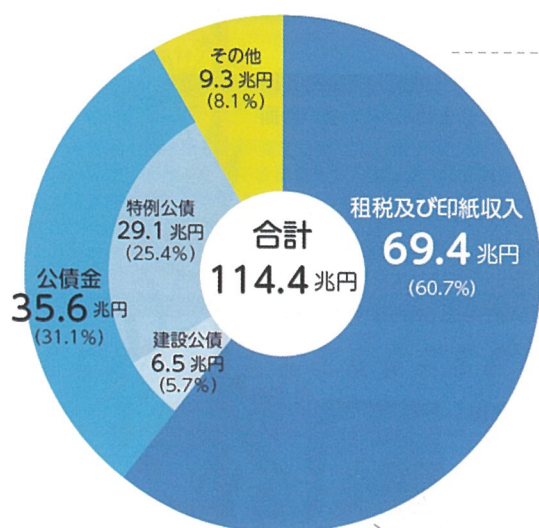
さらに昨年10月にインボイス制度がスタートしましたが、これにより事業者の納付税額は多かれ少なかれ確実に増加します。インボイス制度の開始により、上記の計算式にある【支払った消費税】の計算ルールが変更になったからです。

細かい説明は、今回は省略しますが、税金が安くなる税額控除には法律上かなり厳格な規定がなされています。消費税のみならず、税法の世界では税額控除の適用要件は『大体満たしているからOK』というわけではなく、『すべての要件を満たしていなければ認められない』といったものになっています。

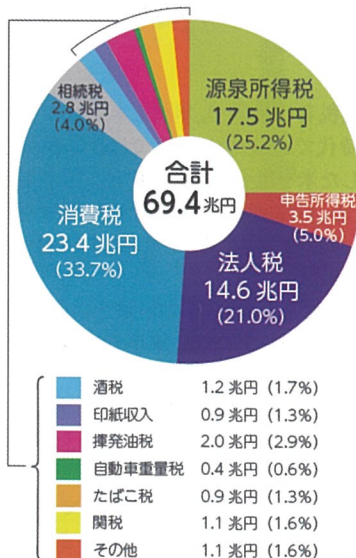
上記の計算式で【支払った消費税】は、消費税法上は、【仕入税額控除】と呼ばれ税額控除であることを意味しています。控除を確実に受けるためには、消費税法に規定されたルールにもとづいて、日々の記帳や書類の保存を徹底するしかありません。

法人税や所得税と異なり、消費税の税額控除は事業者にとってはあまり面白くないものですが、消費税についても目を向けていく必要があります。

国の収入(令和5(2023)年度一般会計歳入(当初予算))



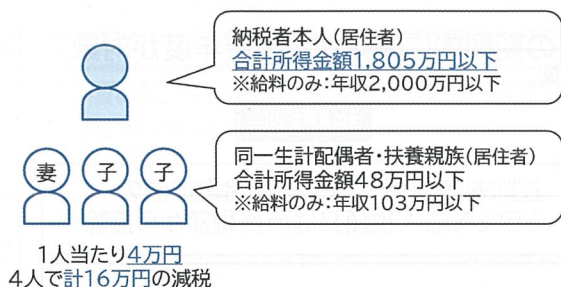
<租税及び印紙収入の内訳>



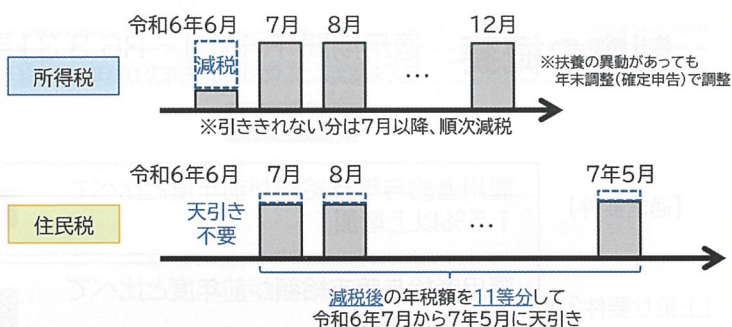
定額減税の概要

急激な物価高による家計負担を軽減するため、納税者本人と配偶者を含めた扶養家族一人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年分の住民税1万円の定額減税が行われます。

<対象者>



<会社員の減税イメージ>



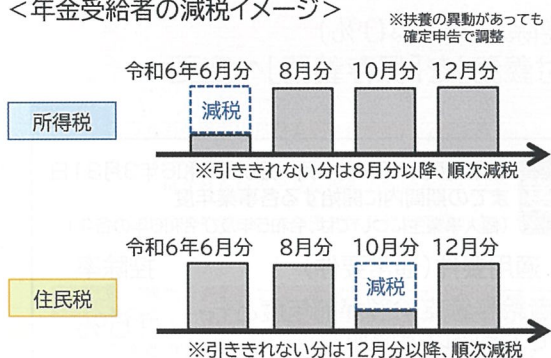
《実務上のポイント》

- ・企業は6月の給料・賞与支給から対応するため、システム改修等の準備が必要に
- ・所得税は「令和6年分」、住民税は「令和5年分」の合計所得金額をベースに判定

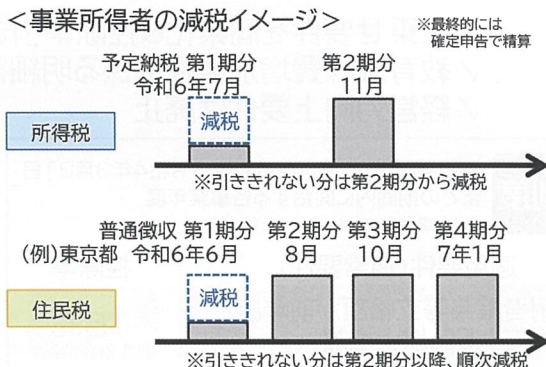
	給与所得者(会社員・公務員など)
所得税	6月の源泉徴収額から減税 ⇒引ききれない分は7月以降に
住民税※	減税後の年税額を11等分して7月から翌年5月に天引き(6月は天引き不要)

※「前年の合計所得金額が1,000万円超の住民税の納税者」の「配偶者分の減税額(1万円)」は、「令和7年度分の所得割額」から控除

<年金受給者の減税イメージ>



<事業所得者の減税イメージ>



	公的年金受給者	事業所得者・不動産所得者等
所得税	6月支給時の源泉徴収額から減税 ⇒引ききれない分は8月支給時以降に	第1期分 予定納税額(7月)から減税 ⇒引ききれない分は第2期分(11月)で
住民税※	10月徴収分から減税 ⇒引ききれない分は12月徴収分以降に	第1期分(6月)から減税 ⇒引ききれない分は第2期分以降に

※「前年の合計所得金額が1,000万円超の住民税の納税者」の「配偶者分の減税額(1万円)」は、「令和7年度分の所得割額」から控除

《実務上のポイント》

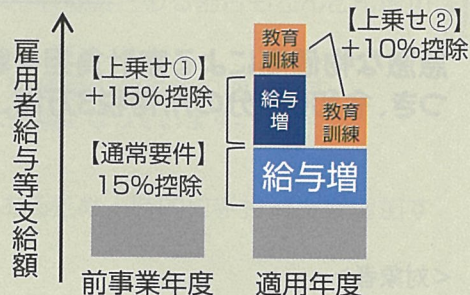
- ・事業所得者は予定納税額の減税承認申請で同一生計配偶者・扶養親族分の減税も可能
- ・事業所得者の第1期分予定納税の納期を延長
令和6年9月30日まで(現行:7月31日)
- ・予定納税額の減税承認申請期限も延長
令和6年7月31日まで(現行:7月15日)



中小企業向け 賃上げ促進税制の概要

中小企業向け賃上げ促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

令和4年度税制改正により、令和4年4月1日以降に開始される事業年度(個人事業主については令和5年分)が対象となります。



制度の概要

適用期間: R4.4.1~R6.3.31までの期間内に開始する事業年度が対象
個人事業主については、令和5年及び令和6年の各年が対象

適用要件

税額控除

【通常要件】	雇員給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	➔	控除対象雇員給与等支給増加額の15%を法人税額又は所得税額から控除
【上乗せ要件①】	雇員給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加	➔	税額控除率を15%上乗せ
【上乗せ要件②】	教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加	➔	税額控除率を10%上乗せ

※控除対象雇員給与等支給増加額の上限: 調整雇員給与等支給増加額が上限となります
※税額控除額の上限: 法人税額又は所得税額の20%(通常・上乗せ共通)が上限となります

令和4年度改正による主な変更点

- ✓ 上乗せ要件を簡素化&控除率引き上げ(控除率最大40%)
- ✓ 教育訓練費増加要件に係る明細書の「添付義務」を「保存義務」へ変更
- ✓ 経営力向上要件は廃止

旧制度

適用期間: 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間内に開始する各事業年度
(個人事業主については、令和4年)

適用要件(通常要件)	控除率
雇員給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	15%
適用要件(上乗せ要件)	控除率
雇員給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと ①教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること ②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること	+10%

新制度

適用期間: 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に開始する各事業年度
(個人事業主については、令和5年及び令和6年の各年)

適用要件(通常要件)	控除率
雇員給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	15%
適用要件(上乗せ要件)	控除率
雇員給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加	+15%
教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること	+10%

※経営力向上要件は廃止

くるみん認定・えるぼし認定



【くるみんマーク】とは

「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証であり次世代の育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業に認定されます。下記の基準をご覧ください。

～認定条件～



マーク	男性労働者の 育児休業取得率 <small>計画期間内に育児休業等を取った者の数 計画期間内に配偶者が出産した者の数</small>	いずれか	男性労働者の育児休業等取得率 および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率 <small>・育児休業等を取った者の数（少なくとも1人以上） ・企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の数 の合計 計画期間内に配偶者が出産した者の数</small>
くるみん	10%以上	or	20%以上
トライくるみん	7%以上	or	15%以上
プラチナくるみん <small>(年1回の実施状況の公表かつ事前上記2つのどちらかの認定必須)</small>	30%以上	or	50%以上

・一般事業主行動計画の達成（新制度での就業規則や数値達成について具体的な目標や日時の疎明資料が必要となります）
 ・策定や変更の都度、厚生労働省のWebサイトへの情報公表（両立支援のひろばにて）
 ・女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上（従業員300名以下の企業は最長3年間での合計値でも可）
 ・3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、
 「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること
 ・フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月4.5時間未満or月平均の法定時間外労働6.0時間以上の労働者がいないこと
 ・所定外労働の削減、年次有給休暇の取得、短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直し等のいずれかにつき
 定量的な目標を立てて実施（プラチナくるみんは達成が条件かつ育児後の女性労働者の活躍支援の計画策定・実施が必要）
 ・子の1歳誕生日まで継続した在職割合が90%以上 or 出産者および出産予定の退職者の合計数のうち、前述下線部の割合が70%以上
※従業員300人以下は最長3年間に算出可（プラチナくるみん）

【えるぼしマーク】とは

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定されます。下記の基準をご覧ください。



～認定条件～



- ①男女別の採用における競争倍率が同程度であること
- ②平均勤続年数が男女間で同程度（7割以上、プラチナえるぼしは8割以上）であること、または10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された新規卒採用者の継続雇用割合が男女間で同程度であること
- ③法定時間外労働および法定休日労働時間の合計時間数の平均が月ごとに全て4.5時間未満であること
- ④管理職に占める女性割合が産業ごとの平均値以上（プラチナえるぼしは1.5倍以上）であること、または直近3事業年度における課長級より一つ下位の職階の労働者に占める課長級に昇進した労働者の割合が男女間で同程度であること
- ⑤女性の非正社員から正社員への転換実績があるなど多様なキャリアコースが整備されていること

上記5点の評価項目があり、満たしている項目の数に応じて一つ星から三つ星まで3段階に分かれています。

- 1段階目：1つ又は2つの基準を満たしている場合
- 2段階目：3つ又は4つの基準を満たしている場合
- 3段階目：5つの基準全てを満たしている場合

「女性が活躍している企業であること、社員の活躍を推進する企業」

自販機などの設置場所の 帳簿記載が不要に

消費税の仕入税額控除を適用するには、原則、インボイスと帳簿の両方の保存が必要ですが、帳簿のみの保存で問題がない場合があります。その際の帳簿の記載事項について、一部見直しが行われ、令和6年度税制改正の大綱で示されました。この中から、自動販売機特例について解説していきます。

自動販売機特例とは 自動販売機又は自動サービス機により行われる取引について、税込価額が3万円未満である場合には、支払側(買手)は、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で、仕入税額控除の適用を受けることができます。

自動販売機 特例の対象

以下のような「機械装置単独で代金の決済や物品・サービスの受け渡しが完結」するものが対象となります。

- 01… 自動販売機による飲食料品の販売
- 02… コインロッカー
- 03… コインランドリー
- 04… 金融機関のATMによる振込・入出金サービス など

一方、よく似たサービスでも**以下のようなものは対象となりません。**

- 01… コインパーキングや自動券売機(代金の受領と券類の発行はその機械装置で行われているけどサービス提供や資産の譲渡等は別途行われるようなもの)
- 02… 小売店内に設置されたセルフレジ(機械装置により単に精算が行われているだけのもの)
- 03… インターネットバンキングによる振込・入出金サービス

この場合の一定の事項とは、現行では次の記載事項を指します。

【記載事項】

- ① 取引の相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率対象の場合、その旨)
- ④ 対価の額
- ⑤ 取引の相手方の住所又は所在地(国税庁長官が指定するもの(国税庁告示)は記載不要)
- ⑥ 特例の対象となる旨

自動販売機特例が適用される取引について、記載事項のうち⑤(取引の相手方の住所又は所在地)の記載を不要とする見直し案が令和6年度税制改正の大綱で示されました。

仕訳の例

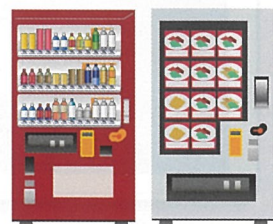
- 自動販売機で飲料(1本150円)を20本(3,000円)購入した場合、帳簿の記載例

総勘定元帳(会議費)		(株)〇〇	
XX年	摘要	借方	貸方
月 日			
2 8	自販機 飲料※	3,000	
∴ ∴	∴ ∴	∴	

※は軽減税率対象品目

出典: 国税庁HP「令和6年度税制改正の大綱について(インボイス関連)」

ここでは記載事項⑤の記載不要の他、①と⑥が「自販機」の記載で問題ない旨もご確認いただけます。今後の帳簿記載時の参考になさってください。



提出対象者と提出期限の改正 財産債務調書の

財産債務調書とは

一定の要件に該当する場合には、その年の12月31日現在保有している財産及び債務の明細を作成し、一定の期限までに税務署へ提出しなければなりません。この明細のことを“財産債務調書”といいます。

改正の概要

【改正による主な相違点】

	～令和4年分(改正前)	令和5年分～(改正後)
提出義務者	<p>確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、次の①及び②を満たす方</p> <p>①その年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計金額が2,000万円を超えていること</p> <p>②その年の12月31日現在、その合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有すること</p>	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>①左記(改正前)に該当する方</p> <p>②その年12月31日現在、その合計額が10億円以上の財産を有する方</p>
提出期限	原則、翌年3月15日	原則、翌年 6月30日
記載簡略	家庭用動産や事業用の未収入金などの記載について100万円未満であれば記載の簡略が可能	家庭用動産や事業用の未収入金などの記載について 300万円 未満であれば記載の簡略が可能 その他、預貯金なども新たに記載の一部省略が可能に

POINT

(1) 申告要否や所得金額に関係なし

これまでは“確定申告不要or所得金額の合計額2,000万円以下=財産債務調書の提出不要”が常識でしたが、改正により、確定申告が不要でも、所得金額の合計額が2,000万円以下であっても、総額10億円以上の財産を有している場合には、財産債務調書の提出が必要となる点に留意しましょう。

(2) 記載の省略が可能となる項目が拡大

家事用動産の記載省略範囲が100万円未満から300万円未満へと広がった他、預入高について1口当たりの預入高が50万円未満の預貯金は口座番号の記載だけでよいなど、記載の簡略範囲が広がっています。

財産債務調書は、提出しなかっただけでの罰則はないものの、一定の申告もれに対する加算税について5%加重措置があります。また税務署からの提示要求に対して正当な理由のない拒否等については、罰則規定が設けられている点にもご留意ください。

(引用元: MyKomon「1月号税務情報」)

中小企業経営者の皆さま 経営者の保証が解除できること をご存じですか？

< 経営者保証とは・・・ >

金融機関から融資を受ける際、経営者個人が会社の連帯保証人となり、融資の返済ができなくなった場合は、経営者個人が企業に代わって返済することを求められます。経営者が積極的な経営を行うことに対して萎縮効果・早期復活が困難となり、万が一、会社が破産した場合、経営者個人も連鎖破産をする可能性があります。

● 当事務所では・・・

ポイント①

経営者保証解除へ向けた計画策定

ポイント②

財務基盤の強化へ向けた各種取組

ポイント③

補助金を活用した経営者保証解除

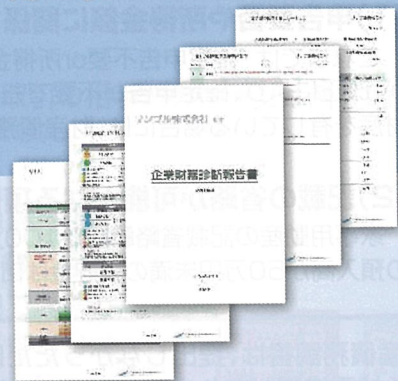
等 各種取組を支援することが可能です。



● 会社の健康診断を受けてみませんか？

経営者保証を外すことができるのか？
また、資金繰り相談や借入の適正化も
お気軽にご相談ください。

- 資金繰り改善のシミュレーション！
- 金融機関への適正な返済額！
- 今の借入内容が適正かどうか！



 財務状況の正常化により経営の選択肢が広がります！

相続事業承継のお悩み、 かなた税理士法人が解決いたします!!

- 事業引継ぎの準備を始めたい。
- 子供に引き継がせたい。
- 役員・従業員へ引き継がせたい。
- 廃業・リタイヤしたい。
- 後継者が見つからず、どういふ選択をすべきか。
- 会社を売却したいと考えている。
- そろそろ事業承継を考えているが、どういふ人に相談すればいいか。
- 土地の利用方法によって評価額は変わるのか。

上記のお悩みに1つでも当てはまる方はお気軽にご相談ください。
専門チームが次世代への計画的な継承をする為のプランニングをさせていただきます。

1. 相続対策の3本柱で最適なプランを提案

相続対策・相続税対策は準備期間が大切です。所有する財産・家族構成・ご本人の希望などを総合的に勘案し、じっくりとお話を伺いながら最適なプランをご提案致します。

相続対策の3本柱

分ける

財産分割をスムーズにする

納める

納税をスムーズにする

下げる

相続評価を下げる

所有資産に対する現状分析(現状の財産評価)

生前から対策が必要であるかを見極める

2. 会社状況を把握してベストプラン提案

経営者の高齢化が進行して、後継者の確保がますます困難になっている昨今、事業承継対策をしていないと、さまざまな理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難になってしまう可能性があります。かなた税理士法人では、御社にとってベストな事業承継プランを設計し、全力でサポートいたします。まずはお早めにご相談下さい。大きくは、「後継者問題」「会社支配権の問題」という2つの問題に分け、現在抱えている問題を把握することから始めます。

後継者問題

会社支配権の問題

会社状況の把握

少しでもお気になる方は、気軽に各担当者にお申し付けください。
かなた税理士法人では、専門的知識を駆使し、相続税概算計算からその後の対策まで親身になって全力でサポートさせていただきます!

今月のコラム



かなた税理士法人

預金残高の目安

会社の預金残高は、どのくらいあればよいのか?と疑問に思われている経営者も多いと思います。ひとつの目安として「平均月商」という考え方があります。

平均月商とは、「年間売上高 ÷ 12ヶ月」の金額で、1ヶ月間の平均売上高が平均月商となり、その平均月商と、預金残高を比較することです。

預金残高が平均月商の2ヶ月以上あれば安全圏と言えます。理由は、多くの会社では「平均月商 ÷ 1ヶ月の支出」であるため、1カ月の支出の2倍の資金があれば、ひとまず資金繰りは安心という考え方です。

一方で、預金残高が平均月商の1ヶ月未満は黄色信号です。1ヶ月の支出分の預金もないということから、ちょっとしたことで資金ショート心配があります。

従って、預金残高が平均月商の1ヶ月未満になると、金融機関からもマークされて、資金調達に影響が出るかもしれませんので、そうなる前に、借入をしてでも預金残高を増やしておくことを検討する必要があります。

この4年間はコロナの影響で売上が激減するを経験してきました。事業継続のためには資金が必要ですので、今一度、自社の預金残高を確認してみてください。

かなた税理士法人 財務コンサル部 柳澤 良一

株式会社 高崎総合コンサルタツ

今こそBCP

元旦早々の能登半島の大きな地震。被害にあわれた方々にお見舞いを申し上げます。

大きな災害が起こるたびに BCP(事業継続計画=Business Continuity Plan)の策定を意識せずにはいられません。

BCPとは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。BCPは通常時の事業運営を100とした時、まずは主力業務を中心に20～30の事業運営を継続して実施できるような体制を構築することが目的の計画です。

さて、弊社では「群馬事業研究会(略称ぐんじけん)」という異業種交流の月例勉強会を毎月第2週木曜日の16時から開催しています。毎年3月にはBCPをテーマにお送りしていますが、今年は4月・5月の2か月にわたりより詳細に、より実用的なBCPの策定について皆さんと考えて行きます。BCPへの興味がある方がいらっしゃいましたら遠慮なくご参加ください。

参加を希望される方は、当社にご一報ください。詳細な月例会のご案内を差し上げます。

当会は2回までは無料のお試し参加制度を取っています。異業種の方と一緒にBCPについて学びたい方は、ぜひ、この機会をご活用ください。

株式会社 高崎総合コンサルタツ コンサルティング事業部
萩原 義昭

株式会社 エフピーエス

～相続税～ 生命保険の非課税枠について

遺産相続において相続税が気になる方も多いと思いますが、相続税には控除があります。

《基礎控除額》・・・ 3,000万円と、600万円 × 法定相続人の数

例えば、1人で不動産を相続する場合、3,600万円以下であれば相続税が1円もかかりません。

また、生命保険にも控除があり、課税されない部分(非課税枠)を次のように設けています。

《生命保険の非課税枠》・・・ 500万円 × 法定相続人の数

相続財産が控除枠よりもある家庭でも、生前贈与を生命保険でご用意することもできます。

相続税のご心配な方、ぜひご相談くださいませ。生命保険でお役に立てるご案内をいたします。

株式会社 エフピーエス 引田

お客様

耳より!! 情報

使えるビジネスデニム。

デニム

EDWIN

強い日差しから
身を守ろう!!
帽子・
キャップ満載!!

ベルト
特集

バリュープライス
スーツ、新登場

ニッポンのジーンズ
いつの時代も愛される
EDWINの定番ジーンズ503
25周年を記念、フルリニューアル

EDWIN
503

燃える
新日

<ネットショップ>

楽天市場

ヤフーショッピング
au PAYマーケット
amazon

出品

大きいサイズの専門店

BIG LIBERO

大きいサイズの専門店ビックリペロ

楽天レビューで
信頼と実績のお店

総合評価

★★★★★ 4.94 (1,198 件)



LIBERO株式会社

〒370-0511

群馬県邑楽郡

大泉町北小泉 4-26-8

TEL: 0276-56-9290

FAX: 0276-56-9291

メディカルオネスト (医療経営コンサルタント)

メディカルオネストでは、元厚生労働省事務官(元厚生局医療指導監視監査官)の代表が、病院・クリニックの個別指導に係るあらゆる対応のお手伝いをさせていただきます。

また、経営向上・安定に向けたさまざまなご提案ご助言をさせていただきます。

代表 鈴木 雅人(スズキ マサト)

<お問い合わせ>

電話 080-9578-4049

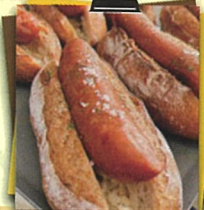
メール medical-honest@gol.com



毎日食べてもあきないパンを焼きたてで提供!

「Cocofuwat」ココフワット

北海道産小麦100%の無添加生地
季節のデザートクロワッサンなど
こだわりのパンが多数あり!
焼き菓子もあります!



クロワッサン類
デザートクロワッサン
塩パン類
coco ドック
日替わり限定食パン
マフィン等の焼き菓子
一升パン 他多数あり



Cocofuwat

高崎市綿貫町128-9

営業時間 9:00~16:30

TEL 027-335-6353



会議室 RENEWAL! しました!

オレンジ椅子は
ここだけ!



第一会議室

一番
コンパクト
です!



第二会議室

モニター
あるのは
ここだけ!



第三会議室

皆様のお越しをお待ちしております!



編集後記

委員会メンバーの
ひとりごと!?

伊勢崎 晋平: 先月第2子が誕生しました。精一杯頑張っていきます。
黒岩 光恵: 暖かくなってきましたら、少しずつ体を動かしていこうと思います。
橋本 奈実: 入社して約1年経ちますが、さらに成長できるように頑張ります。
玉木 武智: 昨年は異常気象でしたが、今年は例年並みで過ごしやすいことを期待しています。
今井 晃司: 新年に寒水荒行を行ってきました。やるとやらないでは違いますね。

かなたくん
vol.19(3月号)

令和6年3月1日 発行

〈発行部数〉
600部

〈製作編集〉
かなたくん委員会

かなた税理士法人グループ

かなた税理士法人 ■本社矢中事務所
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0933 FAX 027-347-2245
URL <https://www.t-gk.co.jp/>

かなた税理士法人 ■問屋町事務所
〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル
TEL 027-361-5568 FAX 027-361-9591
URL <https://takahashi.co.jp/>

かなた税理士法人 ■大宮支店
〒331-0805 埼玉県さいたま市北区盆栽町514
押田ビル2F
TEL 048-660-3550 FAX 048-660-3552

株式会社
高崎総合コンサルタンツ
〒370-1203 群馬県高崎市矢中町617-1
TEL 027-347-0993 FAX 027-347-0994

株式会社
エフピーエス
〒370-0852 高崎市中居町2丁目22-5 トービル中居1階
TEL 027-395-4891 FAX 027-395-4892